

奈良県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
域 桜井市栗原（〇〇六）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇〇九）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇一一）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇一三）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇一五）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇一六）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市栗原（〇一七）土石流警戒区	おり 次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

域	桜井市粟原（〇二〇） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市粟原（〇二二） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市栗原（〇二五） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市鹿路（〇〇一） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
区域	桜井市飯盛塚（〇〇一） 土石流警戒	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
区域	桜井市飯盛塚（〇〇五） 土石流警戒	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
区域	桜井市八井内（〇〇六） 土石流警戒	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市百市（〇〇二） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市百市（〇〇三） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市百市（〇〇六） 土石流警戒区	おり	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

域	桜井市百市（〇〇七）土石流警戒区	次の平面図のと	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市倉橋（〇〇九）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市倉橋（〇一〇）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市倉橋（〇一一）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市倉橋（〇一三）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市倉橋（〇一五）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
区域	桜井市今井谷（〇〇四）土石流警戒	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。